

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（2021年度実績）

住 所 新潟県新潟市東区松浜町3710

事 業 者 名 新潟空港ビルディング株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 小関 貴裕
（役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客 ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
男子小便器の改修	令和3年度以降に、館内の男子小便器に手すりを設置し、高齢者や障害をお持ちの方が使いやすいトイレを目指す。	令和3年度に館内の全ての男子小便器に手すりを設置を行う。
誘導用ブロックの設置	令和4年度以降に、館内出入口から総合案内所まで誘導用点字ブロックを設置し、視覚障害者の利便性向上を図りたい。	令和3年度に館内出発口2箇所から総合案内所まで誘導用点字ブロックを設置を行う。
その他	適合していない箇所については、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために順次適合を目指していく。	令和3年度に固定橋の勾配部分がより分かるように、カーペットの色変更を行う。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
施設設備の維持管理	高齢者、障害者を含め、全ての利用者が安全安心して利用できるように施設・設備等の状況（故障・消耗）を確認し、修理修繕を実施していく。	階段端部に設置されているノンスリップ材が剥がれていた部分が有り、修繕を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
関係事業者と連携 総合案内所スタッフによる人的サービス及び車いすの貸し出し	高齢者、障害者等がバスや航空機の乗り降り時においては、運航事業者や二次交通事業者等と連携し、シームレスのサービスを提供できるように努めていきたい。 総合案内所からエアラインチェックインカウンター前までスタッフによる誘導や車いすの貸し出しを以前から行っているが、今後も継続して実施し、サービス向上を図っていきたい。	新潟空港と各地を結ぶアクセス交通情報を関係事業者から提供していただき、適時ホームページにて情報提供を実施した。 昨年度、誘導や車いすの貸し出し事例有り。引き続き、継続して実施していく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの情報提供 筆談による情報提供	ホームページにて運航情報や館内設備やサービスに関する情報提供を行う。 総合案内所において、聴覚障害をお持ちの方に対しては、筆談ボードを使用して情報提供を行う。	新型コロナウイルス感染拡大による減便が発生した為、適時、情報更新を行った。 昨年度、筆談ボード等を使用して情報提供を行った事例有り。引き続き、継続して実施していく。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー講習の実施	館内総合案内所スタッフや店舗従業員、空港関係者を対象にバリアフリー講習(障害者や有識者による講演)を進めていきたい。	新型コロナウイルス感染拡大の為、未実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの情報提供	ホームページにて、「高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮」をお願いしていく。	「バリアフリートイレの適正利用に関するマナーについて」をホームページに掲載する他、トイレまわりの壁にも掲示し、啓発活動を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

ホームページや館内に設置しているご意見箱に寄せられた高齢者、障害者等のご意見を関係各所で共有し、取組の改善に努めた。

(3) 報告書の公表方法

新潟空港ビルディングホームページ「施設サービス」に掲載。
<https://www.n-airport.co.jp/>

(4) その他

Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(2022年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
新潟空港旅客ターミナルビル	新潟県新潟市	人 1,065	×	×	総数 6 旅客搭乗橋 設置数 (4)	○	×	×
新潟空港国際線CIQ区域	新潟県新潟市	0	×	×	総数 0 旅客搭乗橋 設置数 (0)	×	×	×
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合 計) 計1ターミナル			0	0	総数 6 旅客搭乗橋 設置数 (4)	1	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	×
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	×

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。